

## ⑮まちづくり市民活動に助成します

地域の特性を活かし、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対して助成金を交付します。

◆**応募資格** 助成の対象となる団体は、次の各号のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行うもの
- (2) 前号の活動を自主的に行い、継続して行う見込みがあるもの
- (3) 活動拠点が市内にあり、地域に根ざした活動を行うもの
- (4) 5人以上の構成員がいるもの

※ただし、宗教活動、政治活動または選挙活動を行う団体については、助成の対象としません。

◆**対象となる事業** 以下のいずれかに該当し、交付決定後、おおむね平成25年6月から平成26年3月までに実施する事業

- (1) 自立促進事業：市民活動団体の設立や法人化に向けて、市民活動団体の自立をめざす活動など
- (2) 地域活性化事業：さまざまな課題を自主的に解決したり、地域間交流、地域資源を活用したりするまちづくり事業

◆**応募の手続き** 笠間市まちづくり市民活動助成事業希望調書、団体説明書、活動写真等を提出してください。

◆**申込期限** 5月31日（金）

※詳しくは、市ホームページおよび広報かさま5月号をご覧ください。

問 市民活動課（内線132）

## ⑯男性の料理講座の参加者募集

日頃、なかなか台所に立つことが少ない男性の皆さん、もしもあなた自身が食事の準備をすることになったらどうしますか？

社会福祉協議会では、自立した生活を支援することを目的に、生活の基本である食生活が損なわれないよう男性に限定した料理教室を開催します。ぜひご参加ください。

**期日** 5月15日（水）、5月29日（水）、  
6月12日（水）、6月26日（水）、  
7月10日（水）

**時間** 午前9時30分～午後1時30分

**会場** 笠間公民館

**定員** 20名（定員を超えた場合は抽選）

**参加費** 2,000円（全5回分）

※参加費は1回目に徴収します。

**講師** 管理栄養士 小澤美智子さん

**対象** 市内在住の男性

**申込期限** 5月2日（木）

**申・問** 笠間市社会福祉協議会 笠間支所  
Tel.0296-73-0084



## ⑰女性の食事学講座の受講生募集

『高齢者の食事』について学習し、福祉活動についての理解と認識を深めていただくことを目的とした講座です。ぜひ、ご参加ください。

**期日** 5月23日（木）、6月6日（木）、  
6月20日（木）、7月4日（木）、  
7月18日（木）

**時間** 午前9時30分～午後1時30分

**会場** 友部社会福祉会館 調理室  
（笠間市美原3-2-11）

**定員** 20名（定員を超えた場合は抽選）

**参加費** 2,000円（全5回分 材料費）

※参加費は1回目に徴収します。

**講師** 管理栄養士 小澤美智子さん

**対象** 市内在住の女性

**申込期限** 5月13日（月）

**申・問** 笠間市社会福祉協議会 友部支所  
ボランティアセンター  
Tel.0296-78-2626



## ⑯平成25年度 軽自動車税納税通知書の発送について

5月2日（木）に平成25年度軽自動車税納税通知書を発送する予定です。

お手元に納税通知書が届かない方は、市役所税務課（内線112、113）までご連絡ください。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者で二輪のバイクや軽四輪、トラクター、フォークリフトなどを所有されている方に課税されます。

4月2日以降に廃車や譲渡された場合も、引き続き1年分の税金がかかりますので、ご注意ください。（軽自動車税には月割課税制度がありません。年度の途中で廃車や譲渡をしても、軽自動車税の払い戻しはありません。）

なお、現在所有していないのに納税通知書が送られてくる場合は、4月1日までに名義変更や廃車などの手続きが完了していないことが考えられます。これらの手続きをしないと、来年度以降も課税されることになってしまうので、軽自動車の種類により、納税通知書の裏面の各受付窓口にて手続きをお願いします。

問 税務課（内線112・113）

## ⑰自動車税は納期限内に納めましょう

自動車税は、4月1日の登録（車検証）の所有者に課税されます。納税通知書は5月上旬に送付されますので、納期限の5月31日（金）までに納税してください。

納税は、お近くの金融機関・郵便局・コンビニエンスストアをご利用できます。ただし、納期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは取り扱えない場合がありますのでご注意ください。

なお、心身に障がいのある方や、その方と生計を一にする方が使用する自動車について、一定の要件を満たす場合には減免制度があります。納期限の5月31日までに、水戸県税事務所へ申請してください。詳しくはお問い合わせください。

問 水戸県税事務所 収税第二課

Tel.029-221-6768

## ⑱消費生活センターの弁護士による無料法律相談会を開催

**相談日** 4月27日（土）、5月18日（土）、  
6月8日（土）※各日事前予約制

**相談時間** 午前9時～午後3時  
※正午～午後1時を除く

**会場** 笠間市消費生活センター  
（友部公民館内）

**弁護士** 安彦 和子さん

**申・問** 笠間市消費生活センター

Tel.0296-77-1313

## ⑲水田農業条件整備（暗きょ排水）事業に助成します

水稻や麦、大豆、飼料作物等の品質向上を図るため、地域の実情に応じた創意工夫による排水対策を実施し、土地条件を整備する農業者に助成します。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

**事業主体** 農業者、営農集団、集落営農組織  
**採択要件** 前年度および当該年度に生産数量調整を100%達成していること

**補助率** 暗きょ排水工事の資材費一部補助  
竹：1m当たり400円以内  
二次製品：1m当たり600円以内

**補助限度額** 1補助対象者当たり12万円以内（予算の範囲内）。ただし、1ほ場につき1回限り。

**申請窓口** 農政課

**申請期限** 12月27日（金）

※現地確認は、平成26年2月28日（金）までに完了できるようにお願いします。

※申請前に施工した場合、または現地確認前に埋め戻した場合は、補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

問 農政課（内線526）

⑥ページ 市民税は納期限を過ぎると延滞金が加算されます。納期限内の納付をお願いいたします。

皆さんの納める保険税は国保制度を支えるための大切な財源です。 ③ページ